赤紙（危険）・黄紙（要注意）の判定を受けた家でも、ボランティアに片付けに来てもらえるの？

家の状況はそれぞれ違うため、すぐには判断できません。建築士や大工などの専門家の助言の下、ボランティアが活動できる場合もあります。また、簡単な補修で危険要素を除去できる場合は、手を入れて再判定をしてもらいましょう。

今後発行される り災証明とは？

義援金の受け取りをはじめ、税・各種手数料・使用料の減免、被災者生活再建支援金などは、被害を公的に証明してもらえて初めて支給されます。その支給額は、全壊・半壊・一部損壊など、被害の程度に応じて決められます。

り災証明を発行する前に修理や解体をしてしまうと？

事実確認ができないため、トラブルが発生する可能性があります。（例えば、公費で解体することができるという話が出て来た場合、すでに撤去してしまった場合の扱いはどうするかなど）自前で解体や補修をする場合は、少なくとも写真などで被害状況を撮影するなど、被害を証明できる証拠を残しておくことが必要です。

どんな写真を撮っておけばいいの？

「被害の様子がわかるような写真」が基本です。具体的には、【①家の全景】【②天井・柱・壁・窓ガラスなど被害があり、直す予定のある場所】の写真が、全部で４～５枚あればよいでしょう。その他、地震保険に入っている場合は、壊れた家財（家具など）の写真も撮っておきましょう。

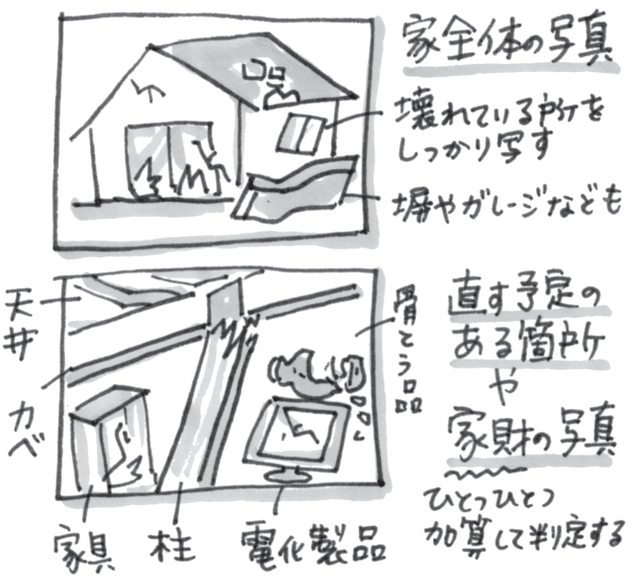

壊す、捨ててしまう前に一呼吸！

とにかく片付けねば！と先を急ぐあまり、大切な物まで捨ててしまうことがよくあります。写真や思い出の品などは、大きな喪失感や不安を和らげてくれます。また、時には地域にとって大変貴重な文化財がお宅に眠っているかもしれません。

悩む物は一度保留にし、分からない物は教育委員会などに問い合わせてみましょう。

まずは、慌てず、専門家に連絡を！

作成：震災がつなぐ全国ネットワーク